

平成29年第5回弘前市教育委員会会議録

日時 平成29年4月7日(金)

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第11号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について

議案第12号 弘前市指定文化財の指定について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員

◇欠席委員

- 5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、学校づくり推進課長
三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、学校指導課長 木村 文宣、教育センター
所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財
課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、平成29年第5回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に2番前田幸子委員と4番佐々木 健委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第11号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第11号ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○学校づくり推進課長(三上善仁) 議案第11号ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由は、関係行政機関の職員から選出の一部委員の退任に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、補欠の委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間は、前任の委員の残任期間ということで、委嘱の日から平成29年9月2日までとなります。

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番(前田幸子委員) 委員の人数についてと、会議の内容について、どのような形で市民に反映されているのかについて確認したいと思います。

○学校づくり推進課長(三上善仁) 人数に関しては、条例に40名以内と定められており、現在32名を委嘱しています。会議については、毎回教育長が出席しており、また会議録については市のホームページに掲載しているので、そのような形で会議の内容について市民へお知らせしています。

どのように会議の内容を反映して行くかという点については、市民から広く委嘱されている委員による会議なので、委員を介して地域住民へ、会議をやっていることや、いじめ防止について話合っていることなどが、伝えられることにより反映されていると思っております。

○2番(前田幸子委員) 是非、会議の内容をホームページだけではなく、広報を用いるなどして、広く市民にお知らせすることで、いじめ防止の先駆的な機関となるようにお願いいたします。

○委員長(九戸眞樹委員) 他にご質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) それでは議案第11号を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第12号弘前市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第12号弘前市指定文化財の指定についてご説明いたします。提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、同項第1号に規定する弘前市指定文化財に指定しようとするものです。

物件の種別ですが、有形文化財建造物、名称は平川家住宅、員数は一棟、所在地は弘前市大字若党町10番地、所有者は平川信子氏です。

構造形式及び大きさについて、構造は桁行7間、梁間4間半、二重一部一重（一部二階建）、切妻造、長尺カラー鉄板葺、南・東・北に下屋付き、附棟札が嘉永六癸丑年年十月十九日の名が入ったものです。床面積は一階二階合わせて134.50平方メートル。

概要について、弘前藩が宝暦年間に作成した「御家中屋鋪建家図」に平川宇十郎の居宅として記録があることから、18世紀半ばには建てられていたことがわかる武家住宅であり、現在に至るまで平川家が代々居住しており、二階の小屋裏から発見された棟札から、嘉永6年（1853年）に一部増築の上で二階をあげたと考えられます。

特徴としましては、増改築はございますが、宝暦年間の平面構造をよく残しており、弘前藩が城下に建設した一連の武士住宅の一つであり、その標準的な姿を示すとともに、その後の増改築の経過を含めて、遺例が少ない同時期の遺構として価値が高いものです。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番（前田幸子委員） 平川家を伊藤家などのある近辺に移築する計画はあるのですか。

○文化財課長（成田正彦） 現在は個人所有物件で、現在地において保存活用していくと聞いております。将来的にはご家族などから維持できないなどの要望があれば、市として価値を損なわない対策を考える必要があると思っています。

○2番（前田幸子委員） 秋田の角館のように、住みながら公開するということですか。

○文化財課長（成田正彦） 個人が生活する私的な場となるため内部公開はせず、外観から見る事となると思います。まず今の価値を法的な形で保護することが第一と考えております。

○2番（前田幸子委員） 結構直しているように見えますが、今後仮に移築して、建物を存続させるためには、以前あった玄関などはどうするのですか。

○文化財課長（成田正彦） 260年経過した建物で使い勝手を考えて修繕等をしていきます。今後もし移築復元する場合には、痕跡調査をして玄関のあった位置等を正確に調べた上で、復元を行っていきます。

○2番（前田幸子委員） 市の観光パンフレット等へ紹介はされるのですか。

○文化財課長（成田正彦） 「弘前の文化財」の中で紹介していきます。

- 1番（九戸眞樹委員） 文化財に指定されたときに、やらなければいけないこと、やっ
てはいけないことなど制約があると思うが、その辺りを説明いただきたい。
- 文化財課長（成田正彦） 規制としては、現状を変える場合にはすべて手続きが必要と
なります。修理する場合には市の補助制度があります。
- 3番（澤田美彦委員） 文化財に指定された平川さんにとっての、メリット、デメリッ
トについて教えてください。
- 文化財課長（成田正彦） 長く維持してきた建物が、文化財として価値付けされ、代々
残されていくという点と、維持管理費についての補助は無いですが、修繕が必要な場
合には補助があるので、そういう点でメリットはあると思います。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第12号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決さ
れました。
- 委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了い
たしました。これをもちまして、平成29年第5回弘前市教育委員会会議を閉会いた
します。

午後2時55分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 々 木 健